令和３年１１月

十和田市総務部管財課

十和田市発注の建設工事における配置技術者等について

　市では、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の一部改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第３０号））を踏まえ、当市発注工事について下記のとおり取り扱うことといたします。

１　特例監理技術者の配置

　　特例監理技術者は、市が発注する工事を２件まで兼務することができる。ただし、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置しなければならない。

※特例監理技術者とは、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者である。

２　現場代理人の兼務

　ア　主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を兼務することができる。

イ　市が発注する請負代金の額が３，５００万円未満（建築一式工事の場合は７，０００万円未満）の工事については、２件まで兼務することができる。ただし、工事発注担当課が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応ができる場合に限る。

（参考）

【監理技術者の配置が必要となる下請負契約の請負代金の額の下限】

　・建築一式工事　６，０００万円

　・建築一式工事以外の工事　４，０００万円

　※特定建設業許可を要す。

【主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額】

　・建築一式工事　７，０００万円

　・建築一式工事以外の工事　３，５００万円

（施行日）

　令和４年１月４日（令和４年１月４日以後の指名通知又は入札公告の案件に適用）